

【資料3-2】 (仮) 地域・社会課題解決コース (案)

コース	(仮) 地域・社会課題解決コース	スタートアップコース	協働コース
目的	・地域・社会課題の解決、市民サービスの向上 (行政が行き届かない部分の地域課題・社会課題解決につながる)	・地域の担い手の発掘・育成 (できることをやってみよう! という思いを行動に移すための後押し)	・地域・社会課題の解決、市民サービスの向上
	・地域課題に取り組む団体の力がよりまちづくりに発揮できるような環境づくり(地域の課題を地域で解決する、地域の主体的な取り組みの活性化)	・市民活動団体等が自立的・安定的な活動をしていくための支援 (事業実施・事業実施能力の向上、補助金等の申請の経験を積む)	・市民活動団体の柔軟な発想による提案の促進
	・地域課題に取り組む団体の活動の更なる発展など団体の成長を支援 (地域の担い手の更なる自立につながる)	・市民活動への参加促進 (地域の課題をジブンゴトとしてとらえ、まちづくりの担い手となり行動する人を増やす)	団体：自らの社会的使命の効果的な実現、その組織の財政的基盤や活動能力の向上、団体への社会的評価の向上 行政：行政サービスの最適化・効率化、行政サービスのスリム化、職員意識の改革、情報の共有 市民：ニーズの満足度の向上、行政活動への参加による自己実現
対象事業	・市内で実施される事業(新たな施設整備事業を除く。)であり、地域や社会の課題の解決に寄与する事業	・市内で実施される事業(新たな施設整備事業を除く。)であり、地域や社会の課題の解決に寄与する事業	・市内で実施される事業(新たな施設整備事業を除く。)であり、協働により地域や社会の課題の解決に寄与する事業
	・団体の活動の更なる発展など、団体の成長につながる事業	・団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業	・市民サービスの向上のために、具体的な効果や成果が期待できる事業
	・市民サービスの向上のために、具体的な効果や成果が期待できる事業	・地域のニーズを捉えて団体が自発的に取り組む事業	・市民活動団体等と市との役割分担が明確であり、かつ、妥当性があり、及び協働による相乗効果が期待できる事業
	・地域のニーズを捉えて団体が自発的に取り組む事業	・予算の見積り等が適正であり、市民活動団体等が自ら実施する事業	・先駆性、専門性、柔軟性等の市民活動団体等の特性を活かし、新たな視点から実施する事業
対象とならない事業	同右	営利を目的としたもの、特定の個人や団体が利益を受けるもの、宗教・政治・選挙活動に関するもの、国・地方公共団体から助成を受けているもの並びに公序良俗に反するもの	・政治・選挙活動に関するもの、国・地方公共団体から助成を受けているもの
対象団体	・市内に活動拠点又は連絡場所並びに公益性及び公開性を有する団体	・市内に活動拠点又は連絡場所並びに公益性及び公開性を有する団体	・市内に事務所を置いている特定非営利活動法人
	・代表者を含め3人以上の役員を置き、かつ、構成員に5人以上の市民がいる	・構成員に3人以上の市民を有すること(在住・在勤・在学含む)	・市民活動センターに登録しており、市内に活動拠点又は連絡場所があり、公益性及び公開性を有し、次のいずれにも該当する団体。 ○代表者を含め3人以上の役員を置き、かつ、構成員に5人以上の市民がいる
	・1年以上継続した活動を行っている	・申請の時点において設立後3年以下であること	○1年以上継続した活動を行っている
	・会則、規則等に基づき運営され、予算、決算を適正に行っている	・規約等に基づき運営されていること(又は事業実施までの間に規約等を作成)	○会則、規則等に基づき運営され、予算、決算を適正に行っている
・鎌倉市市民活動センターに利用登録を行っている又は申請時に利用登録を行うこと	・鎌倉市市民活動センターに利用登録を行っている又は申請時に利用登録を行うこと		
上限額・(1件あたり)	未定	10万円	50万円
総額上限	未定	50万円	150万円
複数回申請	可(回数制限?)	可	原則不可
実施期間	申請年度の翌年度1年間	申請年度8月(交付決定後)～翌年3月	申請年度の翌年度1年間
対象経費	同右	当該事業にかかる経費全て	
対象とならない経費	同右	団体の事務所賃借料(事業の為にだけに借りた場合は除く)など当該事業に直接要する経費でないもの、積算ができないもの	
NPOセンターの役割	・各種書類作成支援	・各種書類、規約作成支援	・各種書類作成支援
	・必要に応じて実施団体へのフォロー(先輩団体とつなぐなど)	・中間ヒアリングによる団体へのフォロー(先輩団体とつなぐなど)	・必要に応じて実施団体へのフォロー(先輩団体とつなぐなど)
	・必要に応じて相談対応	・実施後の団体へのヒアリング及び困りごとサポート(指定管理業務懇話会等を活用)	・団体側の相談窓口
市の役割	・事業実施にあたり市の許可等が必要な場合のアドバイス、手続きフォロー	・事業実施にあたり市の許可等が必要な場合のアドバイス、手続きフォロー	・事業実施に向けた担当課との調整、行政側の相談窓口
	・事業結果や実施後の団体の活動をホームページ等に掲載するなど活動の周知	・事業結果や実施後の団体の活動をホームページ等に掲載するなど活動の周知	・翌年度以降の事業継続に向けたサポート(担当課フォロー)
			・NPOセンターと連携し、団体と担当課の協議のサポート
その他	・連名での提案可否検討		